

令和8年8月24日

国立大学法人群馬大学
学長 石崎 泰樹 殿

群馬大学医学部附属病院監査委員会

令和8年度第1回国立大学法人群馬大学医学部附属病院監査委員会の結果報告について

国立大学法人群馬大学医学部附属病院監査委員会規程第2条に基づき、下記のとおり監査を実施しましたので報告します。

I. 監査の時期

令和8年8月3日（月）14:00～16:15

II. 監査の会場

群馬大学医学部共用施設棟2階 病院大会議室

III. 監査の方法

管理者及び医療安全管理責任者等からの説明聴取及び資料閲覧等の方法により、監査を実施した。

IV. 監査委員

委員長 相馬 孝博

副委員長 神谷 恵子

委員 天野 慎介

委員 中島 高志

委員 大山 良雄

V. 監査事項

以下の事項について、病院からの説明及び資料提示を受け、確認を行った。

1. 前回の提言に対する対応状況について
2. 医療安全に係る各責任者の業務状況について
 - (1) インシデント・アクシデントレポート
 - (2) 医薬品に関わる業務実施手順書に従った業務実施の確認について
 - (3) 新規医療機器（クラスⅡ以上）導入時の研修報告
 - (4) 診療用放射線の安全利用のための取組
3. 医療安全に資する活動について
 - (1) 病院等において把握すべき重大事象の類型化への対応について
 - (2) カンファレンス相互チェックについて
 - (3) 研修の受講状況について
4. 令和7年度医療監視について
5. その他
6. 院内視察

VI. 病院からの説明要約

1 前回の提言に対する対応状況

資料 1 に基づき、齋藤病院長から前回の提言に対する対応状況について説明があった。

委員から病院の運営体制についての質問があり、病院から病院運営の会議体についての説明があった。

2 医療安全に係る業務の状況について

(1) インシデント・アクシデントレポート

資料 2-1 に基づき、鈴木医療安全管理責任者からインシデント・アクシデントレポートについて説明があり、続いて質疑応答が行われた。

(2) 医薬品に関わる業務実施手順書に従った業務実施の確認について

資料 2-2 に基づき、山本医薬品安全管理責任者から医薬品に関わる業務実施手順書に従った業務実施の確認について説明があり、続いて質疑応答が行われた。

(3) 新規医療機器（クラスⅡ以上）導入時の研修報告

資料 2-3 に基づき、佐伯医療機器安全管理責任者から新規医療機器（クラスⅡ以上）導入時の研修報告について説明があった。

委員からクラスⅡの機器の具体例についての質問があり、病院から説明があった。また、研修の対象者について質問があり、機器を扱う者全てを対象としている旨の説明があった。

(4) 診療用放射線の安全利用のための取組み

資料 2-4 に基づき、対馬医療放射線安全管理責任者から診療用放射線の安全利用のための取組みについて説明があった。

委員から一部の項目において被爆量がやや高めである理由について質問があり、古い機器であることが原因の一つかもしれない旨の説明があった。

3 医療安全に資する活動について

(1) 病院等において把握すべき重大事象の類型化への対応について

資料 3-1 に基づき、田中医療の質・安全管理部長から病院等において把握すべき重大事象の類型化への対応について説明があった。

委員から、群馬大学は従前から医療インシデント・アクシデントについて、医療業務安全管理委員会の議事要旨に記載のとおり医療事故防止専門委員会で適切に対応しているため、そこに類型を加えることで対応可能という認識である旨の意見があった。

(2) カンファレンス相互チェックについて

資料 3-2 に基づき、田中医療の質・安全管理部長からカンファレンス相互チェックについて説明があった。

委員から、倫理コンサルテーションチームについて質問があり、病院から活動内容や、報告を上部委員会である臨床倫理委員会等に報告されていること、また重要案件については、上部委員会で検討が行われる旨の説明があった。

(3) 研修の受講状況について

資料 3-3 に基づき、田中医療の質・安全管理部長から研修の受講状況について説明があった。

委員から、2回の委員会の間隔が狭いのではないかと意見があった。また、内容について厚生労働省から発出されている全ての項目を毎年網羅しているかとの質問があり、病院から現在は全てを網羅する内容を実施している旨の説明があった。

4 令和7年度医療監視について

資料4に基づき、四方田総務課長から令和7年度医療監視について説明があり、続いて質疑応答が行われた。

委員から、医療監視で指摘のあった件について、指摘事項自体は限定的であっても、このような見逃されやすいことが大きな事故につながる可能性があるため、日常的な注意を促すよう意見があった。

5 その他

特になし

6 院内視察

薬剤部を視察した。

VII. 監査の講評・意見

1. 前回の提言に対する対応状況について

(2)について、患者情報の引き継ぎの重要性は非常に高いため、病院として具体的な対応策（例えばテンプレートなど）を至急検討して実行してもらいたい。

(4)について、定期的な情報共有が必要であるので、医療の質・安全管理部長を病院の幹部会議に出席させていただくよう、次回監査委員会までには決定してもらいたい。

2. 医療安全に係る各責任者の業務状況について

(1) インシデント・アクシデントレポート

全体の件数及びそこに含まれる医師の報告数についても十分に基準を満たしていると考え

る。

(2) 医薬品に関わる業務実施手順書に従った業務実施の確認について

資料2-2の表中、②病棟 第3章医薬品の管理 2. 病棟・中央診療部門等、薬剤部外に保管する医薬品の管理 No.5 のカリウム製剤に関する文言に不足があったため、修正願いたい。

(3) 新規医療機器（クラスⅡ以上）導入時の研修報告

非常に優れた取り組みであり、ぜひ継続していただきたい。

(4) 診療用放射線の安全利用のための取組

古い機器が更新されていないことは、長年の懸案事項として監査委員会でも指摘してきたところであることから、放射線曝露量が多いことは患者に影響するため、可及的速やかに更新できるよう願いたい。

3. 医療安全に資する活動について

(1) 病院等において把握すべき重大事象の類型化への対応について

厚労省の通知を受けて、患者有害事象のうち回避手段が明確なものについては、その対応方法を決めて十分に共有しておくことが望ましいと考えるので、引き続き適切に対応していただきたい。

(2) カンファレンス相互チェックについて

群大病院ならではの良い取り組みであり、今後とも継続していただきたい。

(3) 研修の受講状況について

年2回の研修をあまり間隔が狭い実施とならないようにしていただきたい。

また、厚生労働省から発出されている全ての項目を毎回網羅することは逆効果となっている可能性があるため、国立大学病院協議会の事務部会などの議題として挙げるなど、急ぎ他大学の情報を収集し、検討していただきたい。

4. 院内視察について（薬剤部）

膨大な量の薬剤を扱っており、多くの疑義照会も収集されている。疑義照会は貴重な情報であるので、システム分析に役立てて頂きたい。

薬剤師不足は重大な課題である。大学病院で勤務することが何らかのインセンティブとして働くような取り組みを検討して、人員を確保していただくようお願いしたい。

以 上